

## 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (化学物質排出把握管理促進法)に基づく排出量等の第3回集計結果について

化学物質排出把握管理促進法に基づく PRTR 制度の第 3 回集計結果について、国(環境省・経済産業省)の公表に併せて、本県の概要と今後の対応についてお知らせします。

今回の集計結果は、平成 15 年度に事業者から排出された対象化学物質の排出量・移動量を取りまとめたものです。

本県への届出事業所数は 672 件(14 年度 575 件)であり、前年度と比較して約 100 件増加していました。これは、16 年 4 月より PRTR 制度が全面施行され、届出事業所の対象化学物質の取り扱い量要件が年間取扱量 5 t 以上から 1 t 以上となったためです。

届け出られた大気や水域への排出量と廃棄物への移動量の合計は 7,165 t(14 年度 7,741 t)であり、全国順位は 24 位(14 年度 23 位)でした。なお、14 年度より 576 t 減少しましたが、この理由は、対象物質の使用量の削減、排出抑制や代替物質への転換が考えられます。

また、全国と比べると、本県の特徴は大気、水域への排出量の割合が少なく、廃棄物への移動量の割合が多くなっています。

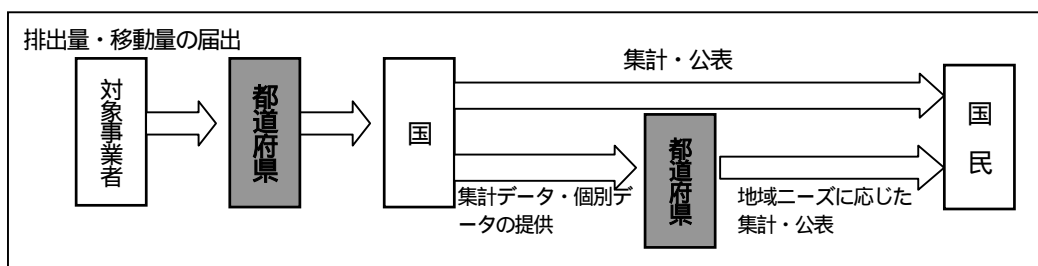
なお、この届出については電子媒体による届出が増加しており、電子届出が事業者に着実に浸透してきています。

### 1 法の概要

#### (1) 趣旨

PRTR (Pollutant Release and Transfer Register : 環境汚染物質排出移動登録)

人の健康や生態系に有害なおそれのある 354 の化学物質について、環境への排出量や廃棄物に含まれての移動量を事業者が自ら把握し、都道府県を経由して国に届け出るとともに、行政(国、都道府県)は届出データ等に基づき、排出量・移動量を集計し、公表するしくみです。当初、平成 13 年 4 月に年間取扱量 5 t 以上の事業者による排出量等の把握が開始され、続いて 16 年 4 月からは年間取扱量 1 t 以上の事業者による排出量等の届出が開始されました。



### 2 届出状況

#### (1) 届出数

本県の届出総数は 672 件と全国の 1.6% を占め、工業県であることも反映し、北陸 3 県では最も多い件数でした。(石川県 557 件、福井県 443 件)

前年度と比較すると、約 100 件増加していますが、これは、16 年度より本法が全面施行となり、2 年間の猶予期間が終了し、届出事業所の対象化学物質の取り扱い量要件が年間取扱量 5 t 以上から 1 t 以上となったことにより、対象事業所が増加したことを表しています。

届出方法は紙面での届出が 541 件と 80.5%、電子媒体による届出は 131 件と 19.5%(全国 14.8%) を占めています。電子媒体による届出は前年度より 36 件(3.0%) の増加となっており、電子届出が事業者に着実に浸透していることを示していました。

表1 届出状況

届出媒体		排出年度		届出数			
				富山県			全国状況
		13年度	14年度	15年度	15年度		
紙面		508	480	541	35,005		
電子媒体	磁気ディスク	41	40	48	2,519		
	電子情報処理組織	31	55	83	3,555		
計		580	575	672	41,079		

図1 県内の届出状況の推移

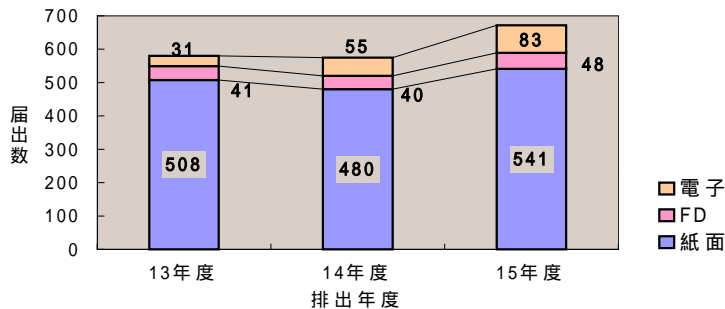
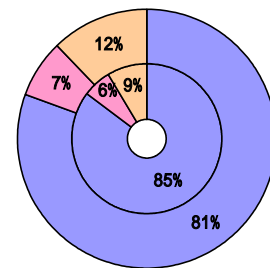


図2 届出媒体の比較

(内：全国、外：富山県)



(2) 市町村別届出事業所数 (事業所所在地の市町村)

市町村別の事業所数は、各市町村とも増加し、富山市が180件(26.9%)で最も多く、続いて高岡市が116件(17.2%)となっており、この2市で県内の届出4割以上を占めていました。

表2 市町村別届出事業所数

市町村名	届出数	市町村名	届出数	市町村名	届出数	市町村名	届出数
富山市	180	大沢野町	13	八尾町	9	城端町	4
高岡市	116	大山町	4	婦中町	23	平村	4
新湊市	28	舟橋村	2	山田村	2	上平村	2
魚津市	34	上市町	13	細入村	1	利賀村	2
氷見市	22	立山町	11	小杉町	24	庄川町	3
滑川市	24	宇奈月町	6	大門町	7	井波町	4
黒部市	25	入善町	10	下村	1	井口村	1
砺波市	31	朝日町	8	大島町	5	福野町	9
小矢部市	21					福光町	12
						福岡町	11

(3) 業種別届出数

業種別に届出数をみると、燃料小売業(ガソリンスタンド等)が291件(43.3%)と最も多く、続いて金属製品製造業が48件(7.1%)、化学工業(医薬品製造業を含む)が47件(7.0%)の順となっていました。

15年度分の届出数が増加した業種は、燃料小売業(19件増)、金属熱処理業(12件増)、自動車整備業(37件増)であり、対象物質の届出要件の拡大により新たに届出対象となった業種での増加がみられました。

表3 業種別届出数(上位5業種)

H13	H14	H15
燃料小売業 273件(47.1%)	燃料小売業 272件(47.3%)	燃料小売業 291件(43.3%)
化学工業 47件(8.1%)	化学工業 47件(8.2%)	金属製品製造業 48件(7.1%)
金属製品製造業 38件(6.6%)	金属製品製造業 36件(6.3%)	化学工業 47件(7.0%)
下水道業 29件(5.0%)	下水道業 29件(5.0%)	自動車整備業 37件(5.5%)
産業廃棄物処分業 21件(3.6%)	一般廃棄物処理業 21件(3.7%)	下水道業 32件(4.8%)

- 1) 塩製造業、医薬品製造業、農薬製造業を含む。  
2) 電子応用装置製造業、電気計測器製造業を含む。

### 3 排出量等集計結果

#### (1) 届出排出・移動量

15年度分の排出量等の届出のあった本県の有害化学物質の合計は、7,165tでした。その内訳は、大気、水域への排出量が2,987t(41.7%)、廃棄物等への移動量が4,178t(58.3%)で、全国と比較して廃棄物への移動量が多いのが特徴でした。

排出量(2,987t)の内訳は、大気への排出量がほとんどを占めており、その上位を占める物質は合成原料や溶剤として幅広く使用されているトルエン(1,082t)、キシレン(463t)、金属洗浄などに使用される塩化メチレン(ジクロロメタン)(533t)であり、この3物質で大気排出量の4分の3を占めていました。

また、公共用水域への排出の上位を占める物質は、ガラスの製造や陶磁器のうわ薬として使用されるほう素及びその化合物(51t)、自動車の不凍液や繊維の原料として使用されるエチレングリコール(32t)、ガラスや金属の表面加工に用いられるふっ化水素及びその水溶性塩(30t)が多くなっていました。

表4 届出排出・移動量集計結果

		富山県			全国
		H13	H14	H15	H15
排出量	大気	2,872 (37.8%)	2,705 (34.9%)	2,745 (38.3%)	250,433 (47.2%)
	水域	244 (3.2%)	234 (3.0%)	243 (3.4%)	12,544 (2.4%)
	土壌				249 (0.0%)
	埋立	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	27,282 (5.1%)
	小計	3,116 (41.0%)	2,939 (38.0%)	2,987 (41.7%)	290,508 (54.8%)
移動量	廃棄物	4,478 (59.0%)	4,802 (62.0%)	4,176 (58.2%)	236,467 (44.6%)
	下水道			2 (0.0%)	3,088 (0.6%)
	小計	4,478 (59.0%)	4,802 (62.0%)	4,178 (58.3%)	239,556 (45.2%)
合計		7,594	7,741	7,165	530,064

四捨五入の関係により個別値の合計が合計値と一致しない場合もあります。  
( )内の値は排出・移動割合です。

図3 排出・移動量の推移

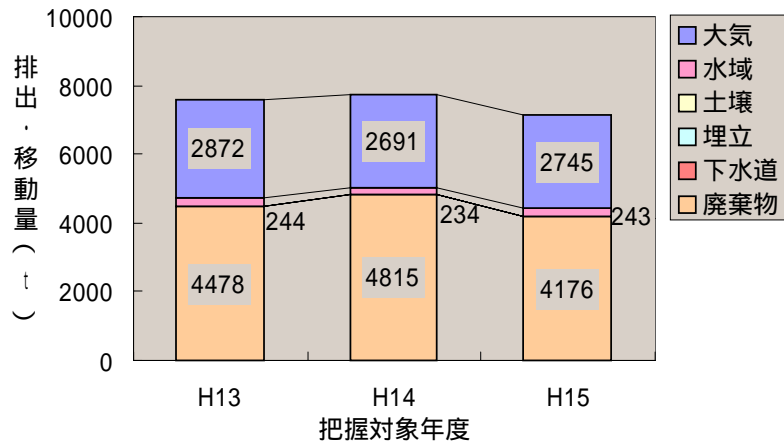


図4 届出排出・移動量の内訳

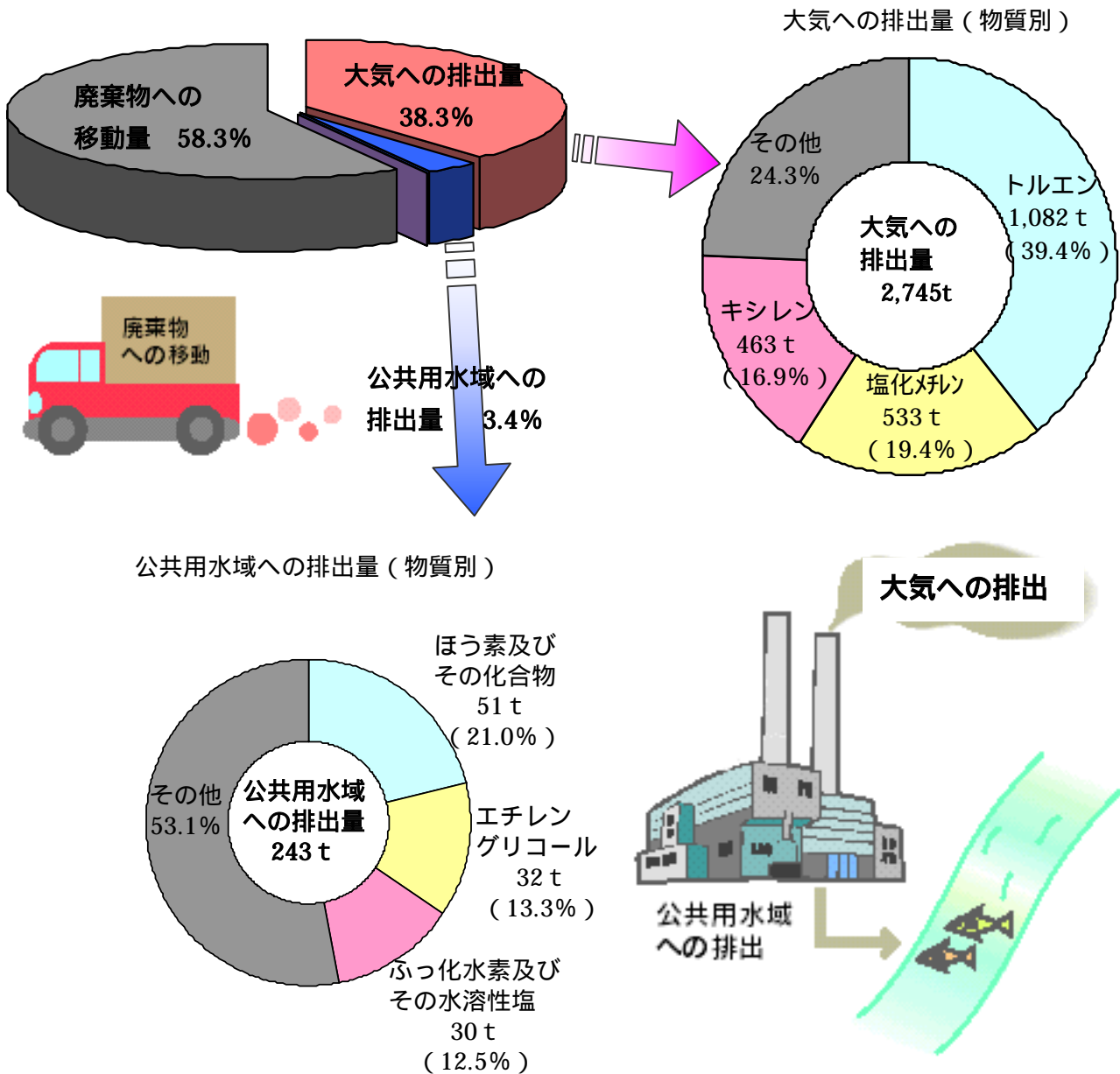
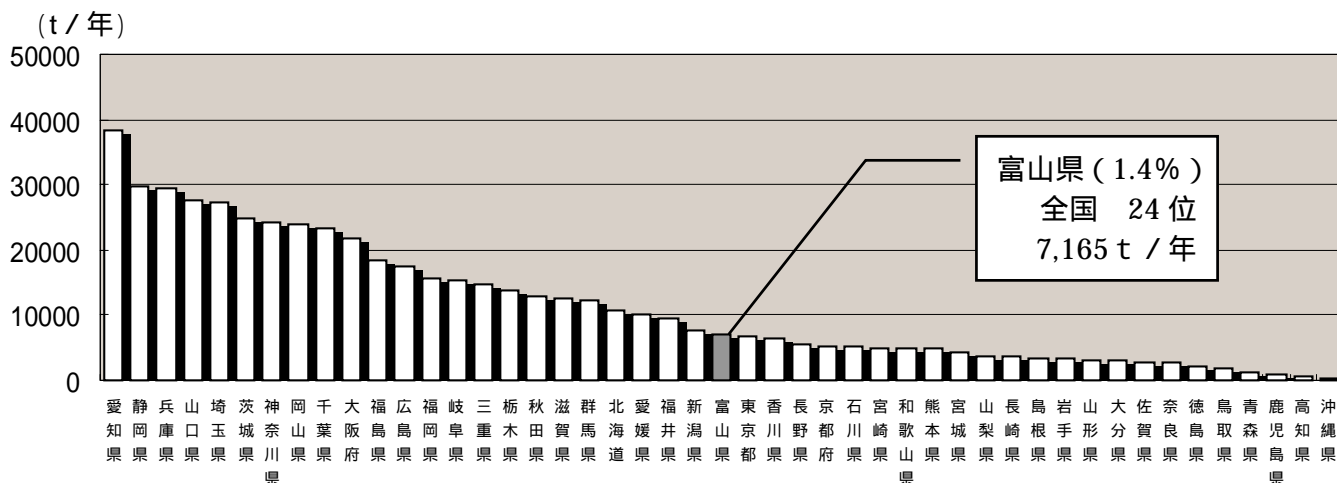


図5 都道府県別届出排出・移動量合計



(2) 届出外排出量及び総排出量 (推計値)

国では、届出対象外の事業所や自動車、家庭等からの排出量を推計し、公表を行っていますが、県内の届出外排出量は、3,211tであり、届出排出量と合計した総排出量は、6,198tと全国の0.98%を占めており、全国順位は35位でした。

表5 届出排出量及び届出外排出量 (H15)

	届出排出量	届出外排出量					排出量合計
		対象業種 <sup>1)</sup>	非対象業種 <sup>2)</sup>	移動体 <sup>3)</sup>	家庭	小計	
富山県	2,987 (48.2)	620 (10.0)	879 (14.2)	1,196 (19.3)	516 (8.3)	3,211 (51.8)	6,198 (100)
全国	290,508 (46.0)	54,548 (8.6)	104,989 (16.6)	119,236 (18.9)	63,030 (10.0)	341,803 (54.1)	632,311 (100)

1) 対象業種を営む事業者からの排出量であるが、従業員数、取扱量で届出対象とならないもの

2) 対象業種以外の事業者(農林漁業、サービス業等)からの排出量

3) 自動車、二輪車等からの排出量

( )内は排出量合計を占める割合(%)です。

四捨五入の関係により、個別値の合計が合計値と一致しない場合もあります。

届出外排出量は、現在、手法が改善されているところであり、手法が安定するまで推計値を単純に比較することはできません。

## 4 今後の対応

法の全面施行により中小事業者についても化学物質の排出量等が集計、公表されるほか、PRTR制度に基づく開示請求により個別事業所の排出量等の入手も可能であることから、化学物質への関心が今後一層高まり、住民、事業者及び行政で、化学物質に関する情報をお互いに共有して理解を深めること（いわゆるリスクコミュニケーション）が重要になると思われます。

県では、これまで、化学物質に関する情報が不足しがちであった中小事業者にはPRTR制度に関する講習会を、県民にはリスクコミュニケーションに関する講習会を開催するなど、意識の啓発に努めてきました。

今後は、これまで実施してきた施策を踏まえ、次の対応を講じていきます。

### (1) 化学物質管理に関する基礎調査

来年度は、事業者に対し環境リスク削減の取り組みの実態調査を実施するとともに、県民に対しては化学物質に対する意識調査を実施します。

事業者の排出削減状況等の把握

化学物質のリスク削減の取り組み促進の基礎資料とするため、各業界団体や事業者に対して実態調査を実施します。

県民の化学物質に関する意識調査の実施

身の回りにある化学物質や身近な工場、事業場等から排出されている化学物質に対する意識及びリスクコミュニケーションへの関心について把握するため、県民に対して意識調査を実施します。

### (2) 事業者・県民への啓発

引き続き、各種講習会等においてPRTR制度及びリスクコミュニケーションの普及啓発に一層努めます。

### (3) 国との連携

国に対して、有害化学物質の環境リスク評価指標の策定及び化学物質アドバイザー制度の導入等、リスクコミュニケーション施策の充実を求めていくとともに、連携協力して化学物質の適正管理と削減や代替物質への転換に努めていきます。

## 5 その他

公表等についての詳細な情報は次のHPをご参照下さい。

公表資料、PRTR開示窓口及び開示請求の具体的な方法について

環境省 <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

経済産業省 [http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html)

(問い合わせ先)

富山県生活環境部環境保全課指導係 岩田、福島

TEL (代表) 076-431-4111 内線 2713

(直通) 076-444-3144

FAX 076-444-3481

E-mail [kankyohozen1@pref.toyama.lg.jp](mailto:kankyohozen1@pref.toyama.lg.jp)